

愛知県ワクチン接種推進本部第1回会議次第

日時：2021年1月29日（金）

午後2時～午後2時45分

場所：愛知県庁本庁舎 6階 正庁

1 挨拶

2 議題

(1) 愛知県における新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について

(2) その他

【配付資料】

資料1 愛知県ワクチン接種推進本部設置要綱

資料2 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について

(令和3年1月25日 厚生労働省開催第二回自治体向け説明会資料 抜粋)

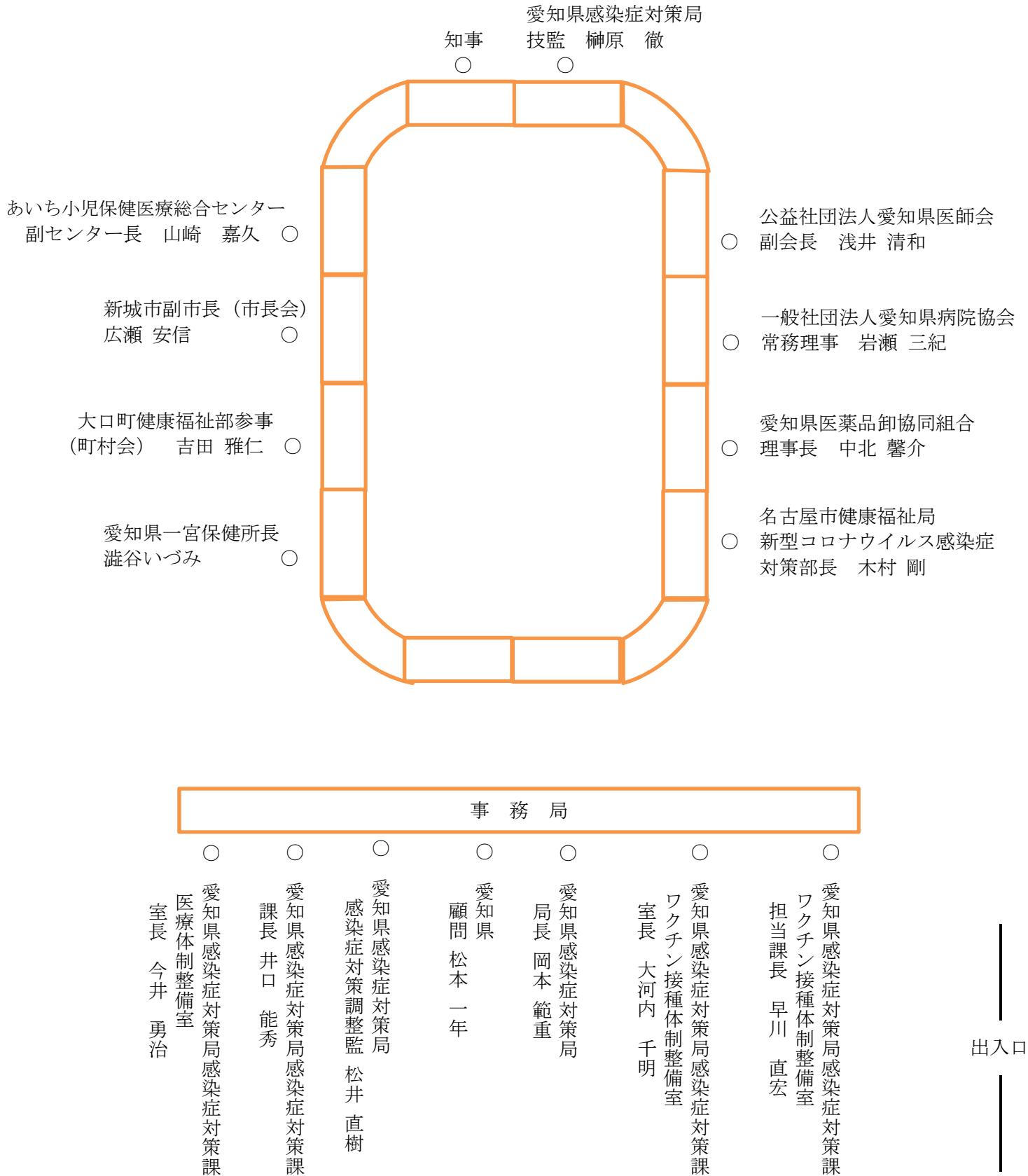
愛知県ワクチン接種推進本部
第一回会議出席者名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	所属等
あさい きよかず 浅井 清和	公益社団法人 愛知県医師会 副会長
いわせ みつり 岩瀬 三紀	一般社団法人 愛知県病院協会 常務理事
きむら つよし 木村 剛	名古屋市健康福祉局 新型コロナウイルス感染症対策部長
さかきばら とおる 榊原 徹 【本部長】	感染症対策局 技監
しぶや いづみ 澁谷 いづみ	一宮保健所長
なかきた けいすけ 中北 馨介	愛知県医薬品卸協同組合 理事長
ひろせ やすのぶ 広瀬 安信	新城市副市長：市長会
やまざき よしひさ 山崎 嘉久	あいち小児保健医療総合センター 副センター長
よしだ まさひと 吉田 雅仁	大口町健康福祉部参事：町村会

日時：2021年1月29日（金）
午後2時～午後2時45分
場所：愛知県庁本庁舎 6階 正庁

愛知県ワクチン接種推進本部第1回会議 配席図



愛知県ワクチン接種推進本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本県における新型コロナウイルスワクチン接種体制を整備するため、「愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部要綱」第7条の規定に基づき、愛知県ワクチン接種推進本部（以下「推進本部」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

(組織)

第2条 推進本部の長は推進本部長とし、感染症対策局技監をもって充てる。
2 推進本部には、別表に掲げる者をもって構成し、その他必要に応じて専門家の参加を要請する。

(推進本部の役割)

第3条 推進本部は、次の役割を担う。
(1) 県及び市町村が行うワクチン接種体制確保業務の調整
(2) 県及び市町村が行うワクチン配分等への調整
(3) その他新型コロナウイルスワクチン接種のために必要な事項の調整

(会議の招集)

第4条 推進本部長は、必要に応じ、会議を招集することができる。

(推進本部の事務局)

第5条 推進本部の事務は、感染症対策局において処理する。

(推進本部の廃止)

第6条 推進本部長は、県及び市町村との調整業務が不要と判断する場合には、推進本部を廃止することができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、推進本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月27日から施行する。

別表（第2条関係）

（五十音順、敬称略）

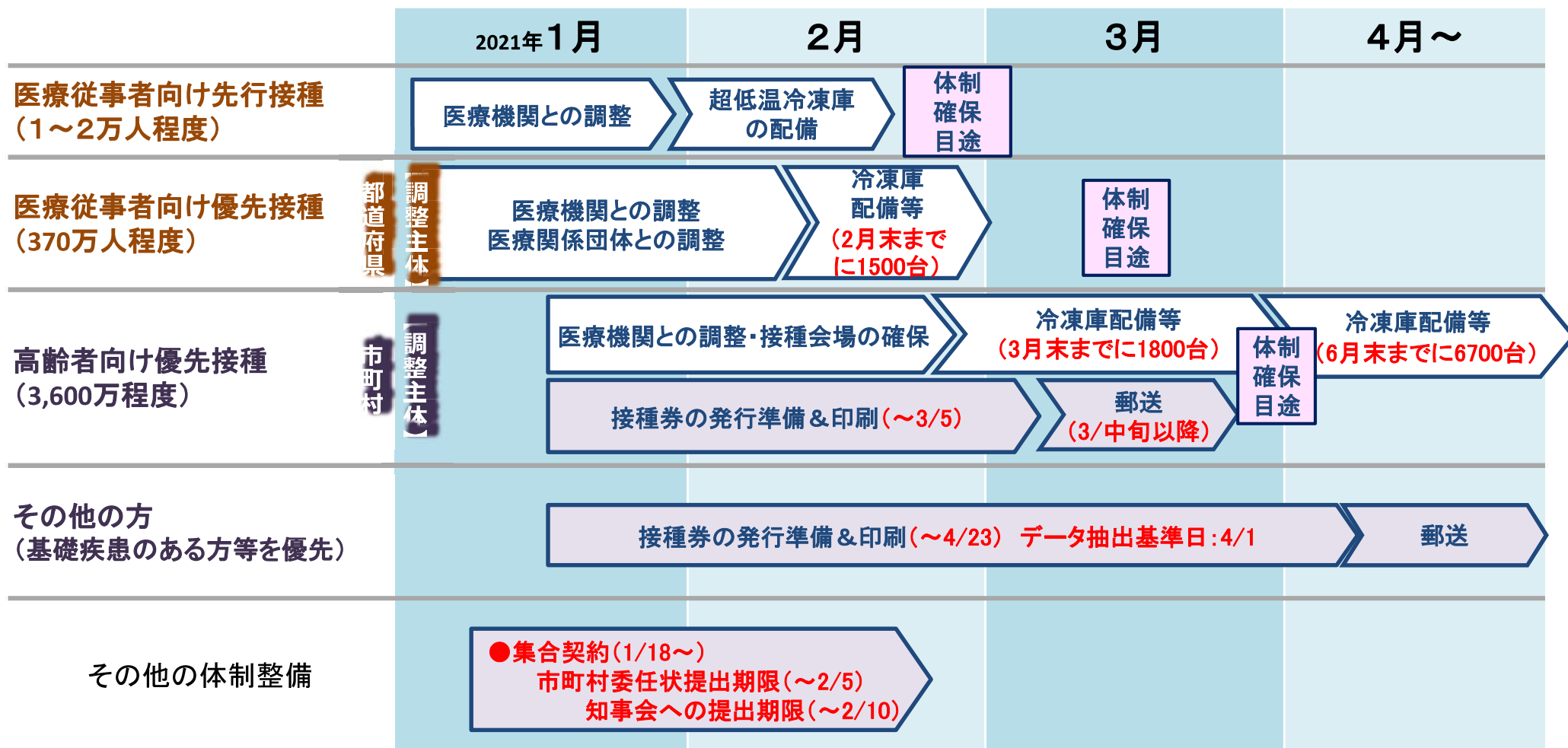
氏名	所属等
あさい きよかず 浅井 清和	公益社団法人 愛知県医師会 副会長
いわせ みつのり 岩瀬 三紀	一般社団法人 愛知県病院協会 常務理事
きむら つよし 木村 剛	名古屋市健康福祉局 新型コロナウイルス感染症対策部長
さかきばら とおる 榊原 徹 【本部長】	感染症対策局 技監
しぶや 澁谷 いづみ	一宮保健所長
なかきた けいすけ 中北 馨介	愛知県医薬品卸協同組合 理事長
ひろせ やすのぶ 広瀬 安信	新城市副市長：市長会
やまざき よしひさ 山崎 嘉久	あいち小児保健医療総合センター 副センター長
よしだ まさひと 吉田 雅仁	大口町健康福祉部参事：町村会

新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について

(令和3年1月25日 厚生労働省開催 第二回自治体向け説明会 資料抜粋)











新型コロナワクチンの接種体制の構築（スケジュールのイメージ）

- ワクチンが承認された場合に速やかに接種が可能となるよう、ワクチン接種の優先順位を踏まえ、都道府県・市町村と連携して、接種体制を整える。

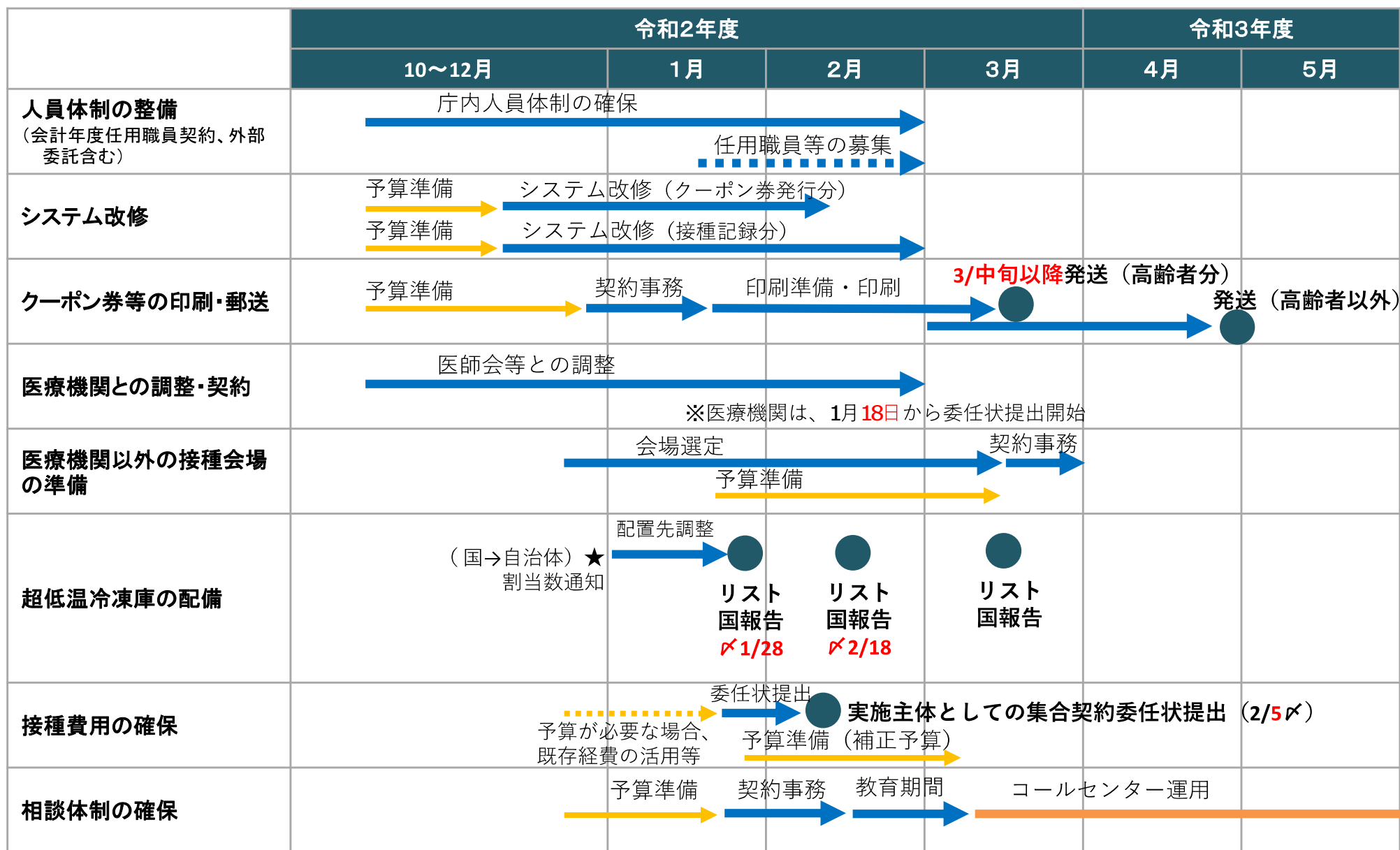


注: 優先順位は検討中の案に基づく

体制確保に係る都道府県準備スケジュール（イメージ）

	令和2年度				令和3年度	
	10～12月	1月	2月	3月	4月	5月
人員体制の整備 （会計年度任用職員契約、外部委託含む）	庁内人員体制の確保 					
		任用職員等の募集 				
ワクチン等の流通調整の準備	(12/14)★ 卸連に通知 	地域担当卸決定 	(1/25報告済)			
医療従事者等への接種の実施体制確保	医療関係団体と調整 		被接種者数の把握（～2/17）			
	（都道府県→市町村）★ 医療従事者等の接種実施機関を情報提供（～1/28）			医療従事者等への接種実施機関が集合契約に手挙げしているか確認		
相談体制の確保	予算準備 	契約事務 	教育期間 	コールセンター運用 		
国から自治体への情報発信等	(10/23)★ 要綱・要領	★★ 手引き 説明会①	★★ 手引き② 説明会②	◆ 集合契約締結 ※接種実施医療機関等は随時追加可		

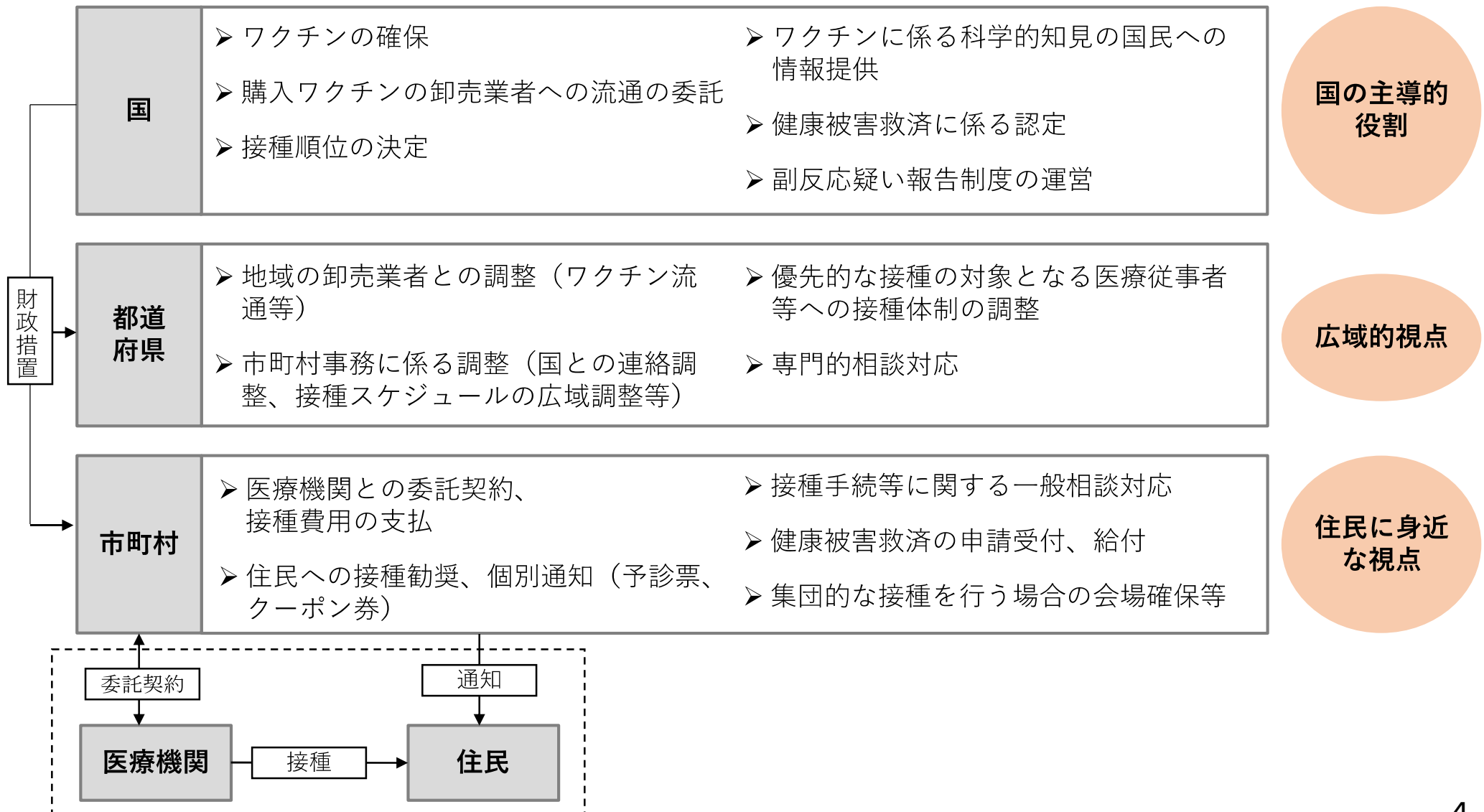
体制確保に係る市町村準備スケジュール（イメージ）



国から自治体への情報発信等	(10/23)★ 要綱・要領	★★ 手引き① 説明会①	★★ 手引き② 説明会②	◆ 集合契約締結 ※接種実施医療機関等は随時追加可	
---------------	-------------------	-----------------	-----------------	------------------------------	--

○国の主導のもと、必要な財政措置を行い、住民に身近な市町村が接種事務を実施し、都道府県は広域的観点から必要な調整を担うこととしたい。

（注）下図は予防接種法における接種の事務をベースとして、国の主導的役割を踏まえ作成。



○新型コロナワクチンの予防接種の実施計画を各市町村において検討し、策定する。

地域の実情により様々な接種体制の構築が考えられる

特設会場における
接種の体制確保

特設会場における接
種と医療機関での接
種を併せた体制確保

医療機関での接種を
中心とした
体制確保

いずれの場合でも、人口に見合ったペースでの接種に
必要な体制の確保を図るよう、各自治体において準備を行う

※冷凍保存のワクチンについては、ディープフリーザーの配置場所を並行して検討する必要がある。

- ディープフリーザーは国で調達することから、各自治体の配置予定場所について、決定状況を毎月国に報告。
 - ・ 1月28日まで→少なくとも、2月設置分の配置場所について決定が必要
 - ・ 2月18日まで→少なくとも、3月設置分の配置場所について決定が必要
 - ・ 3月中旬まで→少なくとも、4月設置分の配置場所について決定が必要

注：翌々月以降設置分の配置場所については、決定している範囲で登録する(未定での登録も可能)。

実施計画作成に当たって検討すべき要点

1. 接種対象者の概数

- 医療従事者等（都道府県で把握・・・総人口の3%）
- 高齢者数（住民基本台帳年齢階級別人口の65歳以上）
- 基礎疾患を有する者（総人口の6.3%（20-64歳の場合））
〃（総人口の4.9%（20-59歳の場合））
- 高齢者施設等従事者（総人口の1.5%）
- 上記以外の者

2. 接種体制

(1) 会場の設置

- ア：医療機関等で行う場合（実施医療機関、接種可能件数、物資等の確保）
- イ：自治体が設置する会場で行う場合（実施施設、接種可能件数、医療者・物資の確保・管理）
- ウ：巡回等による場合（実施施設、医療者・物資の確保・管理）

(2) 対象者ごとの調整事項

- 医療従事者の場合 ※都道府県が調整するため市町村は必須ではない
 - ①医療機関において接種を受ける場合
 - ・自施設で行う場合（医療機関、件数、医療者・物資等の確保）
 - ・他施設で行う場合（対象者、接種先医療機関）
 - ②医療機関外において接種を受ける場合
 - ・会場で行う場合（会場、件数、医療者・物資等の確保）
 - ③その他

● 高齢者の場合

①高齢者施設入所者の場合

- ・自施設で行う場合（対象施設、件数、医療者・物資の確保・管理）
- ・その他の施設等で行う場合（移動手段）

②在宅の要介護者等の場合

- ・（ア）の場合（移動手段）
- ・（イ）（ウ）の場合（往診等を行う実施医療機関、件数、移動手段、物資の確保・管理）

③一般の高齢者（自立可能）の場合

- ※（1）に加えた特記事項

● 基礎疾患を有する者の場合

- ※（1）に加えた特記事項

● 高齢者施設等従事者の場合

- ・自施設で行う場合（対象施設）
- ・各自で接種する場合

● 一般住民の場合

- ※（1）に加えた特記事項

3. 接種時期に実施すべき対応

- 住民に対する情報提供
- 接種医療機関の周知（時期・方法）
- コールセンター（時期・場所・必要人員・物資等確保の方法）
- 副反応等に対する対応方法（住民への事前の情報提供・副反応が生じたときの相談先等）

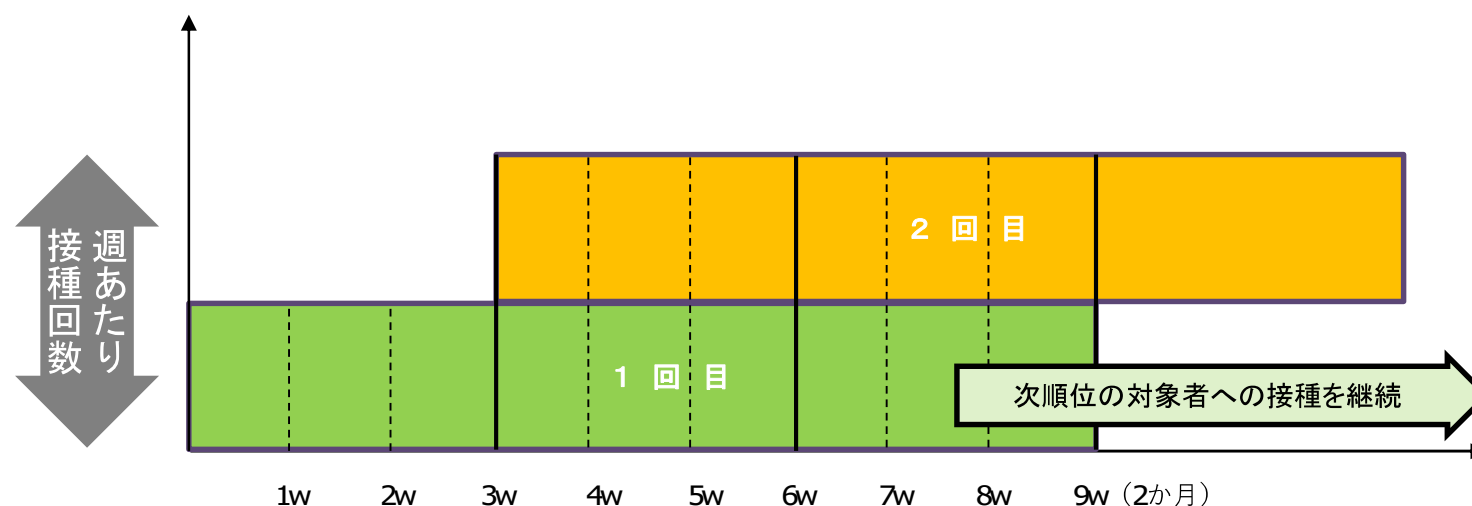
整備の目標とする接種体制の規模

- 市町村において、早期に接種を進めることのできる体制を整備する観点から、具体的な被接種者数を想定して、接種の体制整備を行う。
- 65歳以上の高齢者に相当する人数の1回目、2回目の接種をそれぞれ2か月以内で実施できることを念頭に、週あたりに提供する接種回数を算出し、体制整備の目標とする。

※ 実際の接種は本人の同意に基づいて行うものであり、全員が接種を受けることを目指すものではない。2か月の間であっても、状況により、次順位の対象者への接種に移っていくことになる。

高齢者に相当する人数の1回目、2回目の接種をそれぞれ2か月以内で実施できる体制

- $\frac{\text{人口} \times \text{万人} \times \text{高齢化率}}{\text{(65歳以上の人口)}} \div 9 \text{週間} \times 2 = \text{週あたりの接種回数}$
(2回接種)



65歳以上の高齢者に相当する人数に、2か月で1回目の接種を実施することを想定

ファイザーのワクチンの小分けに関する条件と移送方法について（概要）



連携型接種施設とは

- 医療従事者等への接種に当たり、概ね**100名**以上の接種を行う施設が希望した場合、ワクチンを基本型接種施設から冷蔵で移送し、有効な期間内に自施設の従事者に接種する。

サテライト型接種施設とは

- 住民への接種に当たり、基本型施設1か所につき3か所程度（基本型施設と併せて人口**5,000人**に**1**か所程度）を上限として設置し、基本型接種施設から冷蔵で移送し、ワクチンを有効な期間内に接種する。
- 高齢者施設入所者や、離島・僻地での接種に必要な場合、上記の上限数を超えて、サテライト型接種施設を設置できる。

連携型・サテライト型施設に必要な準備

- 集合契約に加入し、**V-SYS**に基本情報・基本型施設等を登録
 - 通常、冷蔵のワクチンを保管する冷蔵庫を予め保有
- ※ 保冷ボックス・保冷剤・バイアルホルダーは、国から基本型接種施設**1**か所当たり**4**個を、基本型接種施設に提供予定。

移送の方法

- **2℃～8℃**を保って移送を行うため、保冷ボックスに、冷凍した保冷剤とともに入れて移送。バイアルホルダーに入れ、バイアルが倒れないようにする。
- ワクチン本体、付属する文書（添付文書、シール等）、**0.9%**生理食塩水、国から提供される注射針・シリンジを併せて移送する。
- 基本型接種施設に記録台帳を置き、移送数・移送先を記録。
- 保管期限（冷蔵庫から取り出した**5**日後）以内に必ず使用。保管期限を上回らないよう、移送日と使用日ごとの使用数を記録するほか、原則として**1～2**日間で使用する分ごとに移送。

- 移送に要する時間（冷蔵庫を出してから、冷蔵庫に入れるまで）は原則として**3**時間以内。離島等の特殊な事情がある場合でも**12**時間を超えることはできない。
- 原則として、連携型接種施設は同一都道府県、サテライト型接種施設は同一市町村内でワクチンを移送（人口の少ない市町村に**1000**回単位のワクチンを配分できないために、都道府県が特に認めた場合に限り、市町村域を越えても可。）

接種券（クーポン券）の発送時期について

- 現時点において、発送時期は3月中旬（又は下旬）を見込んでおり、確定した日付は追ってお示しすることから、予め準備しておく。
 ※接種券については、12月28日の通知において、発送期間として3月1日から3月12日を想定して予め準備すること、状況により変更があり得ることが示されている。

接種券の発送時期の考え方

- 接種体制の構築状況やワクチンの供給見込み等を鑑み、接種券の送付から接種開始までの期間が短くなるように、具体的な発送時期をお示しする予定。

留意点

- 納品時期と発送時期までの間が空く場合は、各自治体において一定期間保管すること。
- 接種券等の保管にあたっては、鍵付きの倉庫等に保管することとし、個人情報の保護に努めること。

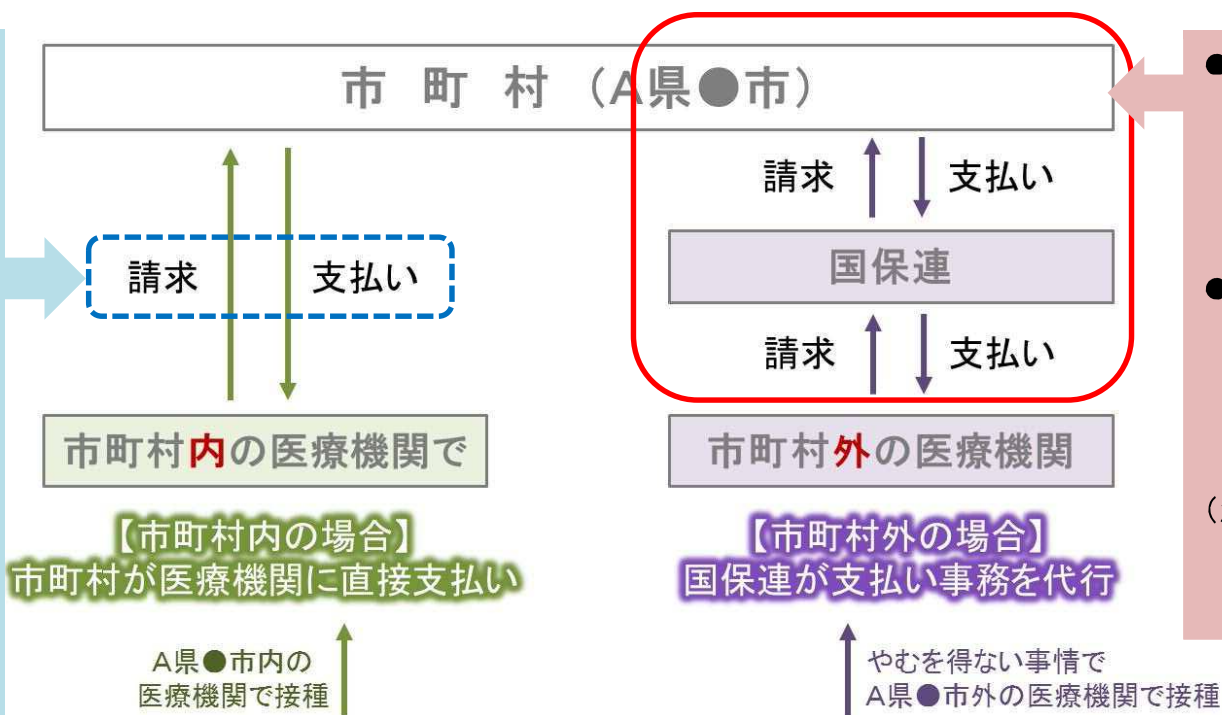
現時点の高齢者分の接種券の印刷・発送スケジュール

	令和2年度			
	12月	1月	2月	3月
印刷業者等との委託契約・調整	(国→自治体)★ 通知	契約事務	レイアウト確定（封筒含む）	
予防接種台帳システム等からのデータ抽出		ベンダーとの調整	データ抽出	
印刷 (封入・封緘、抜き取りを含む)			印刷、封入・封緘、抜き取り	
郵送				郵送

新型コロナウイルスワクチン接種の費用の請求・支払の概要

- 住民が住所地内の医療機関で接種を受けた場合、医療機関は市町村に直接費用を請求・支払いする。
- 住民が住所地外の医療機関で接種を受けた場合、市町村の支払い事務を国保連が代行する。
- 市町村外の医療機関に対する支払いがなくなり、事務負担の軽減につながる。

- 接種実施を医療機関に委託するための集合契約(実施集合契約)で
 - ・別に指定される請求書と予診票を
 - ・実施月の翌10日までに請求することを規定。
- このため、原則として直接請求を受けるための医療機関との別途の契約は不要。
- ただし、実施集合契約での規定内容を超える取り決めをする場合には、個別に協議が必要。



- 今後、市町村から請求受付・支払い業務を国保連に委託する契約(注)を締結いただく。
 - 具体的には、都道府県(市町村の代理人として)と、都道府県国保連が集合契約を締結する。
- (注)実施集合契約とは別の契約。

【市町村内の場合】
市町村が医療機関に直接支払い

A県●市内の医療機関で接種

【市町村外の場合】
国保連が支払い事務を代行

やむを得ない事情でA県●市外の医療機関で接種

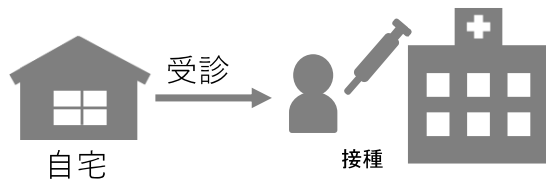
(例) A県●市に住民票がある方

- 新型コロナウイルスワクチンの接種は、平時の定期接種と同様に、各地域で住民向けの接種体制を構築することから、住民票所在地の市町村で接種を受けることを原則とする。
- ただし、長期入院、長期入所している等のやむを得ない事情による場合には、住民票所在地以外でワクチン接種を受けることができることとする。

原則（住所地内で接種）

- ・ 住民票所在地の市町村に所在する医療機関等で接種を受けることが原則とする。
- ・ 市町村は住民向けの接種体制を構築する。

住民票所在地の市町村



平時の定期接種と同様

例外（住所地外で接種）

- ・ 長期入院、長期入所している方等のやむを得ない事情による場合には、例外的に住民票所在地以外でワクチン接種を受けることができる。

やむをえない事情で住民票所在地以外に長期間滞在している者の例

市町村への申請が必要な方

- ・ 出産のために里帰りしている妊産婦
- ・ 遠隔地へ下宿している学生
- ・ 単身赴任者 等

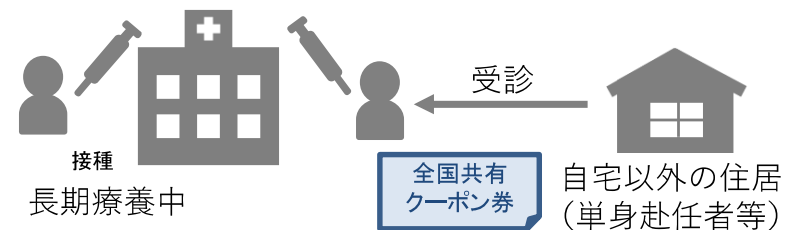
市町村への申請が不要な方

- ・ 入院・入所者
- ・ 基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合
- ・ 災害による被害にあった者
- ・ 拘留又は留置されている者、受刑者 等

住民票所在地の市町村



住民票所在地以外の市町村



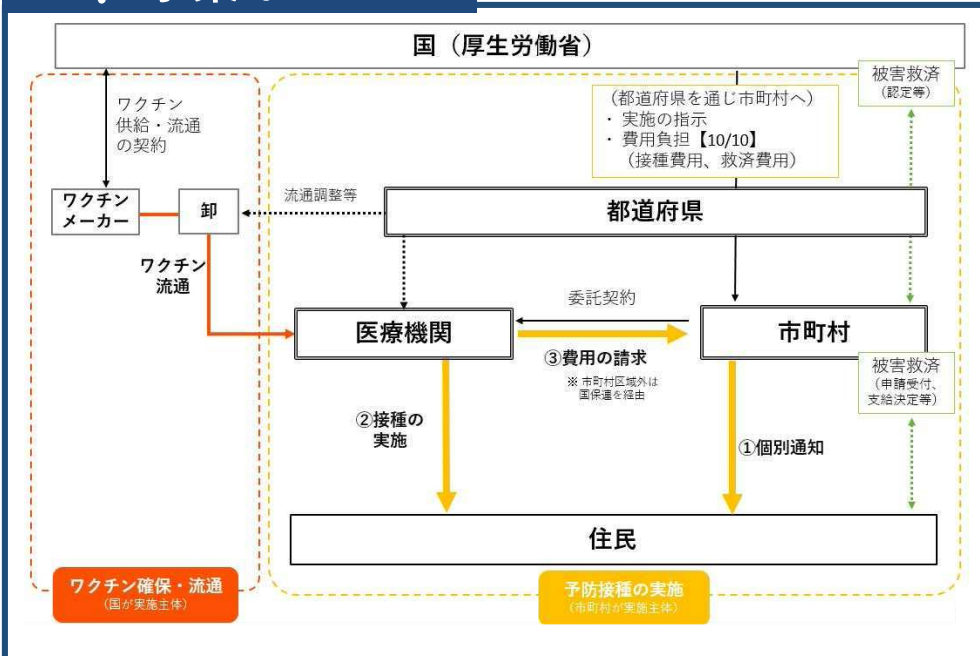
高齢者施設における新型コロナウイルスワクチン接種について【全体概要】

※ 現時点の案であり、今後変更もあり得る

1. 基本的な考え方

- 新型コロナウイルス感染症の発生の状況に対処するため、今回のワクチンの接種については、予防接種法の臨時接種に関する特例を設け、**国の指示**のもと、**都道府県の協力**により、**市町村において予防接種を実施**するものとなっている。

2. 事業イメージ



3. 接種券（現時点案）

接種券		予診のみ		新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証(臨時) Certificate of Vaccination for COVID-19	
券種	2 ワクチン接種 1 回目	券種	1 予診のみ 1 回目	1 回目	メーカー/Lot No. (シール貼付け)
請求先	〇〇県〇〇市 123456	請求先	〇〇県〇〇市 123456	接種年月日 2021年 月 日	
券番号	1234567890	券番号	1234567890	接種場所	
氏名	厚生 太郎	氏名	厚生 太郎		
OCRライン (18桁)		OCRライン (18桁)			
券種	2 ワクチン接種 2 回目	券種	1 予診のみ 2 回目	2 回目	メーカー/Lot No. (シール貼付け)
請求先	〇〇県〇〇市 123456	請求先	〇〇県〇〇市 123456	接種年月日 2021年 月 日	
券番号	1234567890	券番号	1234567890	接種場所	
氏名	厚生 太郎	氏名	厚生 太郎		
OCRライン (18桁)		OCRライン (18桁)			
<p>接種を受ける方へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●シールは剥がさずに、台紙ごと接種場所へお持ちください。 ●右側の予防接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。 					
氏名	厚生 太郎				
住所	〇〇県〇〇市〇〇 999-99				
生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日 生				
〇〇県〇〇市長 日本 一部					

※ 接種時点では、市町村から発行された接種券のほか、予診票等が必要

4. 接種場所の検討

- ワクチンの接種場所は、市町村が設ける会場、医療機関（介護老人保健施設等の医療提供施設では当該施設での接種や、特養等では施設での巡回接種も可能）いずれでも実施可能である。
- 高齢者施設の入所者の平時の定期接種の接種方式を踏まえつつ、接種場所を検討すること。** ワクチンは複数回分が1バイアルとして供給されることから、施設等内においての接種を実施する場合は、接種可能人数を可能な限り多くする必要がある。

実施主体と関係者の役割

- ・ 国は、高齢者施設の接種体制の留意点をまとめ、都道府県及び実施主体である市町村へ周知する。なお、あわせて、高齢者施設の関係団体へ周知する。
- ・ 都道府県は、市町村が管内の高齢者施設の把握を円滑に行えるよう協力をする。
- ・ 市町村は、都道府県の協力を得ながら、管内の高齢者施設を把握する。その上で、高齢者施設に対し、接種体制等の説明を行う。
また、市町村は、管内の各高齢者施設の入所者の接種方法を把握するとともに、介護保険施設の嘱託医等が接種実施医療機関に該当せず、高齢者施設での接種の調整が困難な場合は、市町村が郡市区医師会と相談し、接種医の調整を行う。
なお、円滑な予防接種の推進を図るため、市町村介護保険部局と衛生部局が連携し行うこと（調整を要する施設等及びその被接種者数を介護保険部局が中心にとりまとめ、接種に係る医師会等の調整等は衛生部局と連携し行うこと等）が考えられるが、各自治体の状況に応じて対応されたい。
- ・ 高齢者施設は、平時の定期接種等を基本にしながら接種場所の検討と市町村への報告を行う。さらに、入所者（または家族）に対して、予防接種に関する必要な事項（接種券、予診票の記入等）について説明を行う。

- 高齢者施設においては、入所者の平時の定期接種等の接種場所を踏まえ、接種場所の検討を行う。今般の新型コロナウイルスワクチンの接種体制及び特性等を踏まえ、高齢者施設の実施においては、特に以下の点について留意が必要
 - ・ ワクチンの安全な運搬・管理
 - ・ ワクチンの接種実施医療機関の確認
 - ・ 施設内の被接種者数の把握と会場の設定
 - ・ ワクチンの副反応の早期発見と報告
 - ・ 接種場所の例外による請求事務

新型コロナワクチンの特性（現時点での想定）

※薬事承認前であり、
全て予定の情報です。

	ファイザー社	アストラゼネカ社	武田／モデルナ社
規模	1.44億回分 (7千2百万人×2回接種)	1.2億回分 (2回接種が想定されており、その場合 6千万人分に相当)	5千万回分 (2千5百万人×2回接種)
接種回数	2回(21日間隔)	2回(28日間隔)	2回(28日間隔)
保管温度	-75°C±15°C	2～8°C	-20°C±5°C
1バイアルの単位	6回分/バイアル	10回分/バイアル	10回分/バイアル
最小流通単位 (一度に接種会場に配送される最小の数量)	195バイアル (1170回接種分)	10バイアル(100回接種分) ※供給当初300万バイアル分 2バイアル(20回接種分) ※残り900万バイアル分	10バイアル (100回接種分)
バイアル開封後の保存条件 (温度、保存可能な期間)	(室温で融解後、接種前に生理食塩液で希釈) 希釈後、室温で6時間	(一度針をさしたもので降) 室温で6時間 2～8°Cで48時間 希釈不要	(一度針をさしたもので降) 2～25°Cで6時間(解凍後の再凍結は不可) 希釈不要
備考	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関では、ドライアイス又は超低温冷凍庫で保管 ※医療機関でのドライアイス保管は10日程度が限度 →10日で1170回の接種が必要 ※最大5日間追加での冷蔵保管可(2～8°C) 		<ul style="list-style-type: none"> 医療機関では、冷凍庫で保管(-20°C±5°C)